

# 過疎・豪雪地域の実態

—岐阜県吉城郡宮川村の調査—

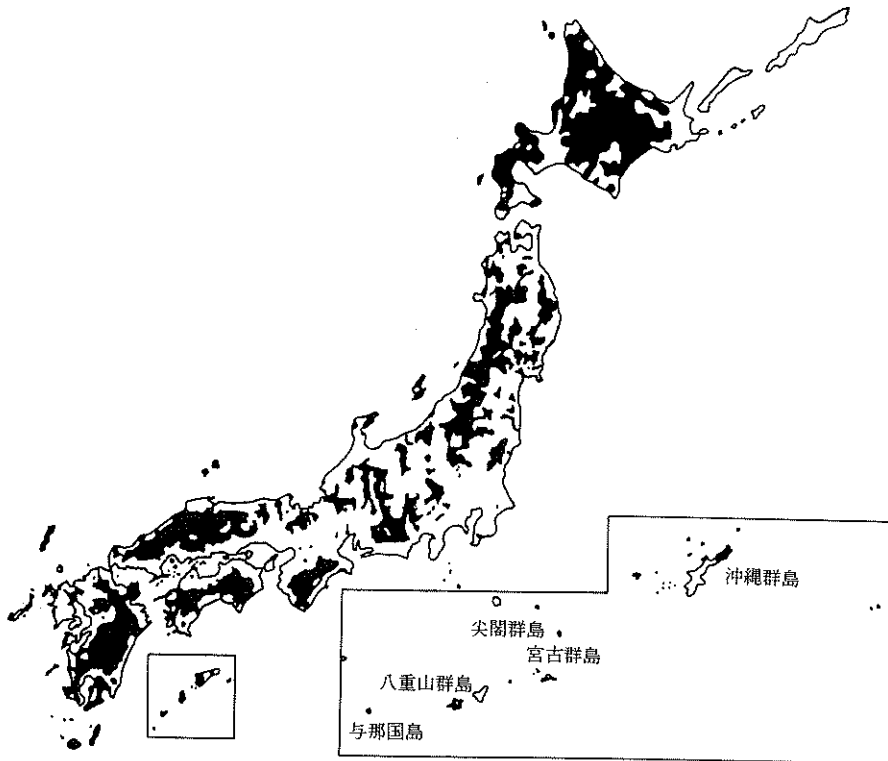
浅井 幸男  
小倉 正紀

## 1 調査の目的

この報告書は、浅井担当のゼミナールの調査を基礎にして作成したものである。同ゼミナールは1983（昭和58）年度の研究テーマを『住民生活と憲法』として、吉城郡宮川村を対象に、同村の過疎化現象とそのもとでの住民の生活実態ならびに住民の意識の調査を行った。

わが国の国土の過半に近い著しい過疎化現象

は、高度経済成長の“落し子”である。高度経済成長は、わが国の都市や農山漁村に跛行的な影響をもたらした。とくに農山漁村は、労働力や下請産業基盤として、また、水資源の確保において、都市圏の発展・開発を支えたにもかかわらず、その犠牲のみをもろに受けた。今日過疎地域は、全国で36市、739町、377村に及び、それは全市町村（3,255）の35.4%（1982年4月1日現在）、全国土面積の45.8%に当る（図1）。



(注) 黒地は過疎地域市町村を示す。

図1 過疎地域分布図（昭和57年4月1日現在）

表1 都道府県別過疎地域市町村の状況

都道府県名	全市町村数 a	過疎地域市町村数					b/a (%)	55年国調人口			56年面積(国土地理院) km <sup>2</sup>		
		市	町	村	計 b	全市町村 c		過疎地域市町村 d	d/c (%)	全市町村 e	過疎地域市町村 f	f/e (%)	
1 北海道	212	8	114	24	146	68.9	5,575,989	1,128,079	20.2	83,517.06	52,882.47	63.3	
2 青森	67		3	13	16	68.9	1,523,907	1,128,079	5.9	9,001.23	2,160.88	24.0	
3 岩手	62	1	13	9	23	37.1	1,421,927	89,587	17.2	15,094.79	6,545.38	43.4	
4 宮城	74		22	2	24	32.4	2,082,320	245,213	11.2	7,291.33	2,426.87	33.3	
5 秋田	69	1	23	7	31	44.9	1,256,745	232,623	24.0	11,433.24	6,197.47	54.2	
6 山形	44	1	18	4	23	52.3	1,251,917	301,950	20.5	9,326.56	5,718.50	61.3	
7 福島	90		22	17	39	43.3	2,035,272	256,075	14.1	13,783.33	6,486.63	47.1	
8 茨城	92	1	2	8	11	12.0	2,558,007	136,268	5.3		1,152.74	18.9	
9 栃木	49		4	1	5	10.2	1,792,201	55,406	3.1	6,413.79	1,114.35	17.4	
10 群馬	70		2	12	14	20.0	1,848,562	72,970	3.9	6,355.61	2,025.65	31.9	
11 埼玉	92		1	3	4	4.3	5,420,480	14,091	0.3	3,799.32	493.18	13.0	
12 千葉	80		3		3	3.8	4,735,424	21,318	0.5	5,143.01	120.45	2.3	
13 東京	41			6	6	14.6	11,618,281	11,363	0.1	2,155.42	207.75	9.6	
14 神奈川	37						6,924,348			2,399.52			
15 新潟	112	1	21	22	44	39.3	2,451,357	310,803	12.7	12,111.16	5,734.18	47.3	
16 富山	35			4	4	11.4	1,103,459	6,448	0.6	4,252.16	404.58	9.5	
17 石川	41	1	2	6	9	22.0	1,119,304	57,394	5.1	4,196.93	1,208.51	28.8	
18 福井	35		3	3	6	17.1	794,354	24,584	3.1	4,189.38	782.81	18.7	
19 山梨	64		10	10	20	31.3	804,256	87,605	10.9	4,254.01	2,029.39	47.7	
20 長野	122		8	38	46	37.7	2,083,934	179,255	8.6	13,133.20	4,981.73	37.9	
21 岐阜	100		5	20	25	25.0	1,960,107	87,194	4.4	10,595.75	4,342.67	41.0	
22 静岡	75		6	1	7	9.3	3,446,804	46,784	1.4	7,324.52	1,377.38	18.8	
23 愛知	88		5	5	10	11.4	6,221,638	58,712	0.9	5,132.31	1,296.43	25.2	
24 三重	69		5	2	7	10.1	1,686,936	56,652	3.4	5,777.01	1,187.90	20.6	
25 滋賀	50			1	1	2.0	1,079,898	2,876	0.3	4,016.00	167.01	4.2	
26 京都	44		10		10	22.7	2,527,330	65,940	2.6	4,612.84	1,406.62	30.5	
27 大阪	44						8,473,446			1,865.42			
28 兵庫	91		13		13	14.3	5,144,892	91,773	1.8	8,374.43	1,219.72	14.6	
29 奈良	47			12	12	25.5	1,209,365	43,147	3.6	3,692.15	2,161.14	58.5	
30 和歌山	50		10	6	16	32.0	1,087,012	74,240	6.8	4,723.22	2,489.98	52.7	
31 鳥取	39		8	1	9	23.1	604,221	56,563	9.4	3,491.35	1,377.96	39.5	
32 島根	59	1	30	9	40	67.8	784,795	245,976	31.3	6,627.60	4,711.70	71.1	
33 岡山	78	2	30	10	42	53.8	1,871,023	261,549	14.0	7,087.18	4,080.19	57.6	
34 広島	87	1	42	6	49	56.3	2,739,161	277,827	10.1	8,463.22	4,795.68	56.7	
35 山口	56		22	5	27	48.2	1,567,079	184,797	11.6	6,102.04	2,950.32	48.3	
36 徳島	50		20	7	27	54.0	825,261	161,480	19.6	4,145.25	2,732.62	65.9	
37 香川	43		4		4	9.3	999,864	23,632	2.4	1,880.93	269.19	14.3	
38 愛媛	70		29	11	40	57.1	1,506,637	269,009	17.9	5,669.92	3,067.57	54.1	
39 高知	53		15	18	33	62.3	831,275	158,620	19.1	7,106.82	4,423.92	62.2	
40 福岡	97	2	20	7	29	29.9	4,553,461	380,753	8.4	4,954.15	1,277.65	25.8	
41 佐賀	49	1	13	4	18	36.7	865,574	161,481	18.7	2,432.86	852.94	35.1	
42 長崎	79	2	37	1	40	50.6	1,590,564	320,857	20.2	4,108.41	2,072.55	50.4	
43 熊本	98	1	34	18	53	54.1	1,790,327	412,413	23.0	7,213.96	4,634.02	64.2	
44 大分	58	3	30	11	44	75.9	1,228,913	336,512	27.4	6,333.83	4,372.86	69.0	
45 宮崎	44	3	16	7	26	59.1	1,151,567	268,058	23.3	7,197.02	5,178.86	72.0	
46 鹿児島	96	5	59	9	73	76.0	1,784,623	741,141	41.5	9,163.08	6,827.91	74.5	
47 沖縄	53		5	17	22	41.5	1,106,559	85,803	7.8	2,249.98	1,127.52	50.1	
合計	3,255	35	739	377	1,151	35.4	117,060,396	8,391,802	7.2	377,727.57	173,074.83	45.8	

(注) 全国面積の都道府県集計と合計との差は境界未定分である。資料：57年度版「過疎白書」

しかしその地域に住む住民は全人口のわずか7.2%（1980年国勢調査）と非常に偏った状況である（表1）。

国は過疎地域を、当該市町村の①人口減少率と②財政力指数でとらえている（表2）。過疎地域振興特別法（1980年制定、以下「新過疎法」という）は、過疎地域に指定される法的要件を、「市町村の区域で、国勢調査による人口の15年間の減少率が20%以上、3カ年度の財政力指数の平均が0.37以下のもの」と定めている。

国は、1970（昭和45）年に「過疎地域対策緊急措置法」（以下「旧過疎法」という）を制定して、過度な人口流出を防止する緊急対策を講じた。しかし、過疎現象が「単に個々の対症療法的な対応で済まされる病理的現象」ではないことがわかり、旧過疎法の期限到来とともに、代わって新過疎法を制定した。新法は過疎現象を、「より経済社会の構造的な問題」としてとらえ直さなくてはならないという認識に立っている<sup>1)</sup>。1982（昭和57）年版の『過疎白書』（国土庁）は、今日の過疎問題の本質を「病理的な障害はなくとも、総体的に機能が弱まっており、そのまま次第に衰えてゆきかねない状況<sup>2)</sup>」であると指摘している。浅井は、1970（昭和45）年に過疎による集落再編成の実態調査をしたことがある。その結果を1972（昭和47）年の法社会学で報告したが、そこで過疎という現象をつぎのようにとらえた。

「過疎という現象が、『人間や地域社会を無視した、日本経済の暴走構造とその体質に根源がある』ということは、今日誰しもが認めるところである。過疎の現象面における特質は、最近の地域開発およびそれによって起る諸現象のように直接・物理的に農山村や町を破壊するのとは異なっており、直接・物理的にはなんらの破壊現象が起っていないにもかかわらず、実質的には村や町に大きな変動を与えている現象であるという点である。辺地や避地は、前々からあった。それと過疎との違いは、従来立派に社会的な生活関係が存在した地域で発生し、それが拡大再生産されているということにある。外界の生産・生活基盤の

根本的構造変化は、村や町に縮小再生産の悪循環軌道（①人口・戸数の多量急激な流出、②残った人々の生産・生活機能の麻痺、③生産の縮小＝ムラ社会の崩壊、④住民意識の低下、⑤以上のことが、さらに人口・戸数の流出と生産・生活機能を麻痺させる）をもたらした。過疎とは、まさにこのような状態をいう。したがって、過疎とは、単にある地域社会の急激な人口・戸数の流出という現象のみをいうのではなく、それによって起る様々な変化、ことに『従来の生活パターンの維持が困難となりつつある』状態をいう<sup>3)</sup>。

今日「地方の時代」が叫ばれながら、ともすれば忘れられがちな過疎地の現状を正しく理解し、過疎対策の確かな方向を見定めることは大切である。今回の調査では、過疎化の著しい地域の住民が、自分たちの住む村の今日の状況をどのように理解しているか、そして自分たちの生まれ育った村を生きかえらせるために、いかなる方策を求めているか、に焦点をおいてみた。むろん、これだけの調査のみで、過疎問題が十分に解明されたとは思ってはいないが、この調査が、問題解明の手掛りとなればと思うのである。

1) 国土庁地方振興局過疎対策室監修『昭和57年度版過疎対策の現況—厳しい現実と新たな胎動—』、1983年、1ページ参照。

2) 国土庁、同上書、1ページ。

3) 浅井幸男「過疎行政の実態と課題—ある地方における集落再編成を中心に—」、日本法社会学会編『法社会学』第26号、有斐閣、1973年、77ページ。

## 2 調査地の選定と調査の方法

### (1) 岐阜県の過疎町村

岐阜県は「飛山濃水」といわれるように、県土の約80%を山林が占めている。それに比例して過疎地の割合も広範囲にわたっている。過疎法が定める県内の過疎町村は表3と図2のとおりである。過疎地域は、同時に辺地、山村振興及び豪雪地域<sup>1)</sup>（図3）に該当する場合が多い。

県下の過疎地域に旧過疎法下の10年間に投資された事業費の総額は、45,115百万円（全国の

表2 都道府県別

都道府県名	過疎地域 市町村数	国 調 人 口 (人)					同 減			
		昭和35年	40年	45年	50年	55年	40/35	45/40	50/45	
1	北海道	146	1,952,998	1,716,935	1,417,289	1,128,079	1,128,079	12.1	17.5	15.0
2	青森	16	123,086	112,805	102,872	94,346	89,587	8.4	8.8	8.3
3	岩手	23	314,057	314,057	276,021	253,827	245,213	10.6	10.6	12.1
4	宮城	24	314,504	281,379	253,732	236,755	232,623	10.5	9.8	6.7
5	秋田	31	410,183	372,333	334,770	309,948	301,950	9.2	10.1	7.4
6	山形	23	345,549	311,584	280,264	261,588	256,075	9.8	10.1	6.7
7	福島	39	400,797	359,322	321,001	296,255	286,981	10.3	10.7	8.0
8	茨城	11	184,255	167,574	148,523	137,356	136,268	9.1	11.4	7.5
9	栃木	5	82,698	73,560	64,475	57,355	55,406	11.0	12.4	11.0
10	群馬	14	104,090	93,420	83,814	76,825	72,970	10.3	10.3	8.3
11	埼玉	4	23,424	20,283	17,216	15,150	14,091	13.4	15.1	12.0
12	千葉	3	27,725	25,111	23,019	21,784	21,318	9.4	8.3	5.4
13	東京都	6	15,985	14,220	12,662	12,066	11,363	11.0	11.0	4.7
14	神奈川	0	—	—	—	—	—	—	—	—
15	新潟	44	451,679	401,648	355,925	325,034	310,803	11.1	11.4	8.7
16	富山	4	11,129	9,785	7,806	6,923	6,448	12.1	20.2	11.3
17	石川	9	82,374	73,003	65,041	61,652	57,394	11.4	10.9	5.2
18	福井	6	36,806	32,062	27,876	25,867	24,584	12.9	13.1	7.9
19	山梨	20	132,817	114,160	100,587	92,840	87,605	14.0	11.9	7.7
20	長野	46	262,627	230,674	202,872	187,791	179,255	12.2	12.1	7.4
21	岐阜	25	134,869	68,401	57,826	50,903	46,784	13.2	13.5	8.3
22	静岡	7	77,676	76,022	65,904	61,134	58,712	11.9	15.5	12.0
23	愛知	10	87,525	77,337	66,264	61,756	56,652	13.1	13.3	7.2
24	三重	7	86,198	77,337	66,264	61,756	56,652	10.3	14.3	6.8
25	滋賀	1	4,534	4,007	3,501	3,162	2,876	11.6	12.6	9.7
26	京都	10	93,747	82,594	73,186	68,764	65,940	11.9	11.4	6.0
27	大阪	0	—	—	—	—	—	—	—	—
28	兵庫	13	127,364	113,995	101,331	95,461	91,773	10.5	11.1	5.8
29	奈良	12	78,191	62,398	53,310	48,823	43,147	20.2	14.6	8.4
30	和歌山	16	120,063	103,224	86,781	80,066	74,240	14.0	15.9	7.7
31	鳥取	9	79,380	70,913	62,608	58,194	56,563	10.7	11.7	7.1
32	島根	40	362,339	311,814	269,538	251,177	245,996	13.9	13.6	6.8
33	岡山	42	377,081	328,843	288,689	270,323	261,549	12.8	12.2	6.4
33	広島	49	417,442	354,435	311,779	290,058	277,827	15.1	12.0	7.0
35	山口	27	286,459	243,202	211,304	194,306	184,797	15.1	13.1	8.0
36	徳島	27	243,634	216,552	187,919	170,744	161,480	11.1	13.2	9.1
37	香川	4	32,892	28,978	26,218	24,458	23,632	11.9	9.9	6.7
38	愛媛	40	412,944	355,093	305,075	280,220	269,009	14.0	14.1	8.1
39	高知	33	254,343	215,755	182,398	164,843	158,620	15.2	15.5	9.6
40	福岡	29	610,662	463,739	392,161	376,444	380,753	24.1	15.4	4.0
41	佐賀	18	252,311	204,826	172,994	161,164	161,164	18.8	15.5	6.8
42	長崎	40	550,734	451,888	375,993	334,024	320,857	17.9	16.8	11.2
43	熊本	53	585,156	518,010	454,976	422,067	412,413	11.5	12.2	7.2
44	大分	44	496,421	435,679	381,896	350,176	336,512	12.3	12.3	8.3
45	宮崎	26	386,918	233,070	291,033	270,272	268,058	13.9	12.6	7.1
46	鹿児島	73	1,078,388	960,778	826,675	749,898	741,141	10.9	14.0	8.1
47	沖縄	22	139,868	125,517	101,963	92,221	85,803	10.3	18.8	9.6
合 計		1,151	12,691,036	11,048,084	9,548,428	8,711,051	8,391,802	12.9	13.6	8.8

(注) 豪雪地帯指定の左の数字は、特別豪雪地帯指定数。資料：57年度版「過疎白書」

過疎・豪雪地域の実態（浅井・小倉）

過疎地域市町村

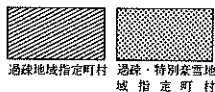
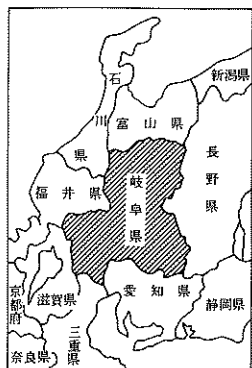
少 率 (%)				財 政 力 指 数			指 定 区 分			
55/50	50/35	55/40	55/35	51～53	52～54	53～55	辺 地	山 村	離 島	豪 雪
6.4	38.3	34.3	42.2	0.19	0.19	0.20	126	86	5	79/146
5.0	23.3	20.6	27.2	0.15	0.16	0.16	15	9	0	3/ 16
3.4	27.7	21.9	30.2	0.77	0.17	0.18	23	20	0	3/ 23
1.7	24.7	17.3	26.0	0.22	0.22	0.23	17	7	1	0/ 10
2.6	24.4	18.9	26.4	0.19	0.20	0.20	26	26	0	19/ 31
2.1	24.3	17.8	28.9	0.21	0.22	0.22	22	20	0	20/ 23
2.8	26.3	20.1	28.4	0.19	0.19	0.20	31	26	0	17/ 23
0.8	25.5	18.7	26.0	0.21	0.21	0.21	10	5	0	0
3.4	30.6	24.7	33.0	0.26	0.26	0.27	5	5	0	0/ 1
5.0	26.2	21.9	29.9	0.18	0.18	0.19	13	12	0	1/ 5
7.0	35.3	30.5	39.8	0.17	0.16	0.17	4	4	0	0
2.1	21.4	15.1	23.1	0.28	0.29	0.31	1	0	0	0
5.8	24.5	20.1	28.9	0.13	0.14	0.14	6	1	5	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4.4	28.0	22.6	31.2	0.20	0.20	0.20	41	15	9	30/ 44
6.9	37.8	34.1	42.1	0.22	0.23	0.24	4	4	0	4/ 4
6.9	25.2	21.4	30.3	0.21	0.21	0.27	8	7	1	5/ 9
5.0	29.7	23.3	33.2	0.16	0.16	0.16	6	5	0	2/ 6
5.6	30.1	23.3	34.0	0.19	0.19	0.19	20	16	0	0/ 2
4.5	28.5	22.3	31.7	0.18	0.18	0.18	45	40	0	5/ 12
6.2	31.1	25.5	35.3	0.20	0.19	0.19	25	23	0	5/ 18
8.1	34.5	31.6	39.8	0.33	0.30	0.29	7	7	0	0/ 1
4.0	30.2	22.8	32.9	0.25	0.25	0.25	9	10	0	0
8.3	28.4	26.7	34.3	0.21	0.21	0.20	6	7	0	0
9.0	30.2	28.2	36.5	0.23	0.21	0.20	1	1	0	00 1
4.1	26.6	20.2	29.7	0.22	0.21	0.21	10	9	0	00 5
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3.9	25.0	19.5	27.9	0.22	0.22	0.22	13	10	0	0/ 7
11.6	37.6	30.9	44.8	0.17	0.17	0.18	12	12	0	0
7.3	33.3	28.1	38.2	0.15	0.15	0.15	16	16	0	0
2.8	26.7	20.2	28.7	0.20	0.20	0.21	9	9	0	0/ 9
2.1	30.7	21.1	32.1	0.16	0.16	0.17	39	31	8	0/ 15
3.2	28.3	20.5	30.6	0.20	0.20	0.21	40	34	0	0/ 18
4.2	30.5	21.6	33.4	0.22	0.22	0.22	42	37	9	0/ 16
4.9	32.2	24.0	35.5	0.21	0.21	0.21	26	19	6	0
5.4	29.9	25.4	33.7	0.16	0.17	0.17	26	18	1	0
3.4	25.6	18.4	28.2	0.19	0.19	0.19	4	3	0	0
4.0	32.1	24.2	34.9	0.16	0.16	0.16	35	21	9	0
3.8	35.2	26.5	37.6	0.18	0.18	0.18	32	29	0	0
+1.1	38.4	17.9	37.6	0.20	0.21	0.21	12	8	1	0
+0.2	36.1	21.2	36.0	0.21	0.22	0.23	12	4	3	0
3.9	39.3	29.0	41.7	0.15	0.16	0.17	36	0	29	0
2.3	27.9	20.4	29.5	0.17	0.18	0.18	44	23	5	0
3.9	29.5	22.8	32.2	0.18	0.18	0.18	35	31	3	0
0.8	30.1	19.5	40.7	0.19	0.19	0.20	23	19	1	0
2.5	29.5	22.9	31.3	0.17	0.18	0.18	57	4	12	0
7.0	34.1	31.6	38.7	0.11	0.11	0.11	0	0	0	0
3.7	31.4	24.0	33.9	0.18	0.19	0.19	994	693	108	193/445

表3 岐阜県の過疎地域域町村

市町村名	国 調 人 口 (人)				同 減 少 率 (%)					財 政 力 指 数			指 定 区 分				
	昭和35年	40年	45年	50年	55年	40/35	45/40	50/45	55/50	50/35	55/40	55/35	51-53年度	52-54年度	53-55年度	山村	豪雪
						45/35	50/35	55/35	51-53年度	52-54年度	53-55年度						
岐阜県																	
春日村	4,115	3,589	3,225	3,010	2,808	12.8	10.1	6.7	6.7	26.9	21.8	31.8	0.12	0.12	0.13	○	○
久瀬村	2,958	2,462	2,218	1,983	1,897	16.8	9.9	10.6	4.3	33.0	22.9	35.9	0.19	0.19	0.19	○	○
藤瀬村	2,221	923	666	575	640	58.4	27.8	13.7	11.3	74.1	30.7	71.2	0.27	0.21	0.19	○	○
坂内村	2,250	1,831	1,304	1,012	864	18.6	28.8	22.4	14.6	55.0	52.8	61.6	0.11	0.11	0.10	○	◎
徳山村	2,294	1,882	1,585	1,446	1,306	18.0	15.8	8.8	9.7	37.0	30.6	43.1	0.06	0.06	0.06	○	◎
根尾村	5,515	4,488	3,707	3,363	3,202	18.6	17.4	9.3	4.8	39.0	28.7	41.9	0.13	0.13	0.14	○	○
洞戸村	3,603	3,183	2,880	2,833	2,706	11.7	9.5	1.6	4.5	21.4	15.0	24.9	0.14	0.15	0.15	○	○
板取村	3,514	3,023	2,547	2,411	2,301	14.0	15.7	5.3	4.6	31.4	23.9	34.5	0.10	0.10	0.10	○	○
上之保村	4,303	3,949	3,427	3,207	2,968	8.2	13.2	6.4	7.5	25.5	24.8	31.0	0.13	0.13	0.13	○	○
明方村	3,722	3,178	2,730	2,486	2,359	14.6	14.1	8.9	5.1	33.2	25.8	36.6	0.10	0.11	0.11	○	○
和良村	3,761	3,254	2,948	2,803	2,714	13.5	9.4	4.9	3.2	25.5	16.6	27.8	0.13	0.13	0.13	○	○
白川町	16,909	15,266	14,059	13,350	12,922	9.7	7.9	5.0	3.2	21.0	15.4	23.6	0.29	0.28	0.28	○	○
川上村	1,298	1,228	1,120	1,031	987	5.4	8.8	7.9	4.3	20.6	19.6	24.0	0.12	0.11	0.11	○	○
串原村	2,148	1,862	1,637	1,313	1,225	13.3	12.1	19.8	6.7	38.9	34.2	43.0	0.25	0.23	0.23	○	○
上矢作町	5,347	4,563	3,935	3,685	3,564	14.7	13.8	6.4	3.3	31.1	21.9	33.3	0.17	0.16	0.16	○	○
小坂町	6,259	6,204	5,436	5,143	4,825	0.9	12.4	5.4	6.2	17.8	22.2	22.9	0.30	0.29	0.27	○	○
馬瀬村	2,848	2,389	2,043	1,824	1,615	16.1	14.5	10.7	11.5	36.0	32.4	43.3	0.16	0.20	0.23	○	○
丹生川村	6,312	5,314	4,893	4,662	4,633	15.8	7.9	4.7	0.6	26.1	12.8	26.6	0.16	0.16	0.16	○	○
湍見村	4,331	3,456	2,907	2,595	2,551	20.2	15.9	10.7	1.7	40.1	26.2	41.1	0.16	0.15	0.16	○	○
久々野町	5,709	5,614	4,516	4,455	4,408	1.7	19.6	1.4	1.1	22.0	21.5	22.8	0.27	0.26	0.27	○	○
朝日村	4,253	3,461	2,775	2,508	2,401	18.6	19.8	9.6	4.3	41.0	30.6	43.5	0.33	0.30	0.28	○	○
河合村	3,733	3,203	2,815	2,001	1,878	14.2	12.1	28.9	6.1	46.4	41.4	49.7	0.39	0.36	0.34	○	◎
宮川村	3,188	2,613	2,223	1,967	1,727	18.0	14.9	11.5	12.2	38.3	33.9	45.8	0.21	0.19	0.18	○	◎
神岡町	27,603	24,783	20,856	18,604	16,212	10.2	15.8	10.8	12.9	32.6	34.6	41.3	0.38	0.36	0.33	○	◎
上宝村	6,675	5,381	4,889	4,710	4,481	19.4	9.1	3.7	4.9	29.4	16.7	32.9	0.34	0.32	0.29	○	○

資料：57年度版「過疎白書」

過疎・豪雪地帯の実態（浅井・小倉）



45年指定町村（13町村）
春日村・板内村・徳山村・根尾村・洞戸村・板取村・明方村・和良村・串原村・上矢作町・馬瀬村・丹生川村・清見村
46年指定町村（5町村）
上石津町・谷汲村・上之保村・金山町・河合村
51年指定町村（3村）
久瀬村・藤橋村・宮川村
55年新法により指定解除
上石津町・谷汲村・金山町・河合村
55年指定町村（5町村）
白川町・川上村・久々野町・朝日村・上宝村
56年指定町村（3町村）
河合村・小坂町・神岡町

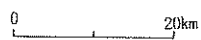
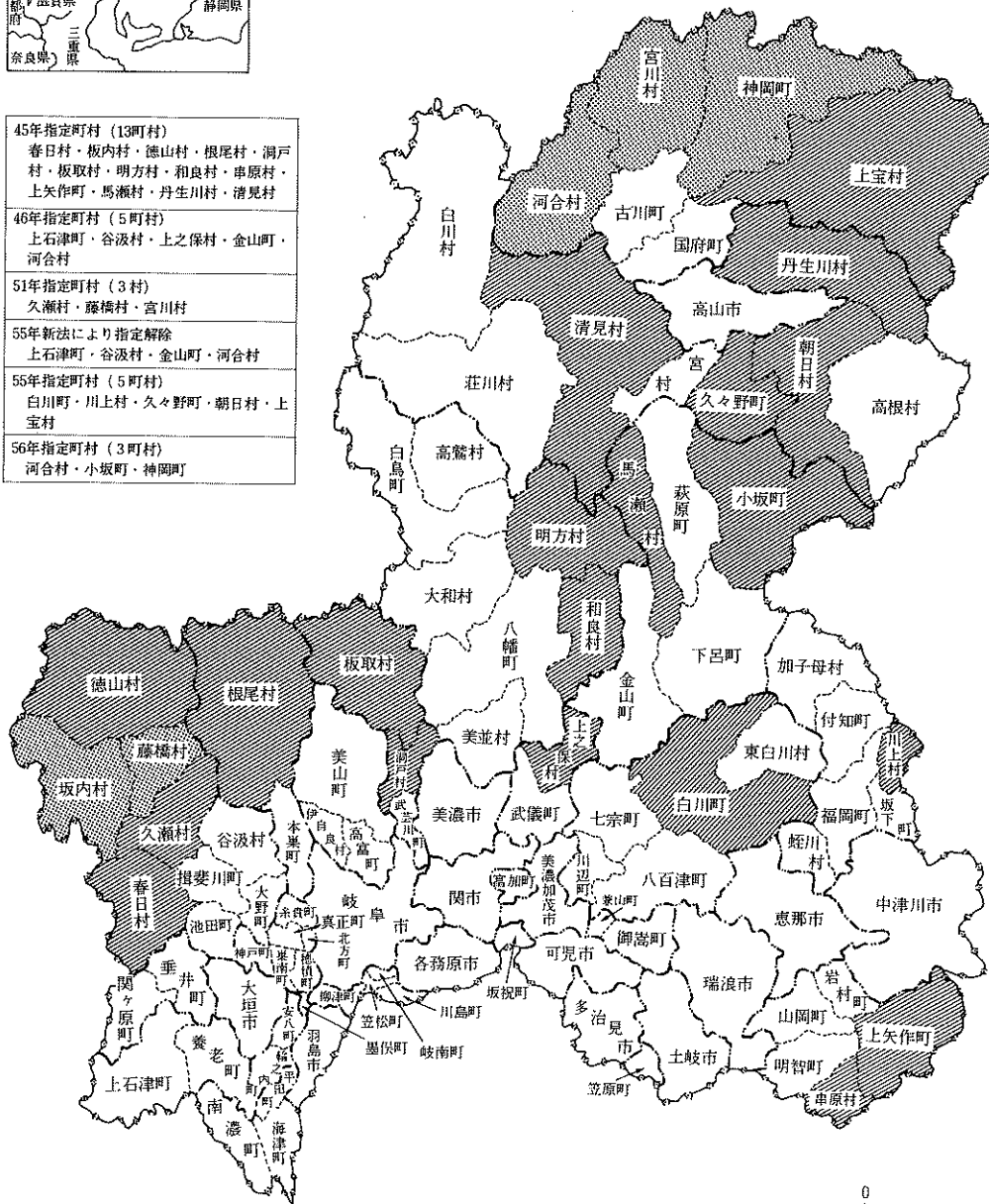
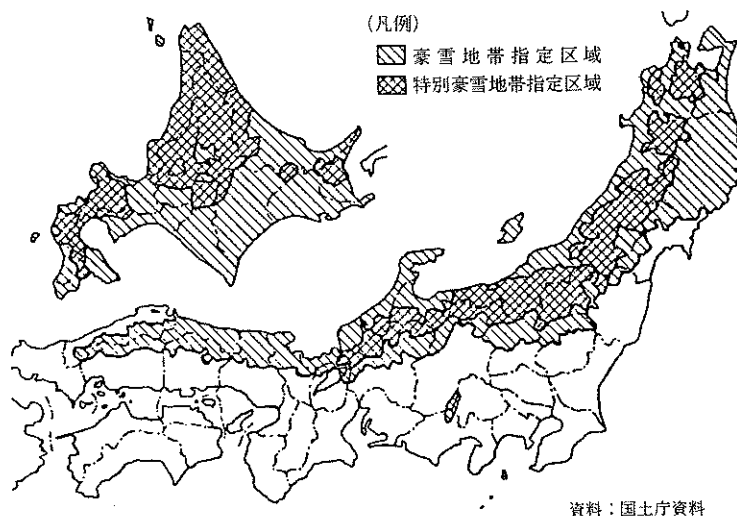


図2 岐阜県の過疎地域指定町村



資料：国土庁資料

図3

総額44,026億円の10%)であり、配分された過疎債の総額は、10,985百万円(全国の総額665,700百万円の1.65%)である。これは主に、市町村道の整備に費され、一応の成果は上げたが、他の公共施設の水準は、県下の87町村や全国の過疎市町村の平均と比べて、今なお低い状態であるといえる<sup>2)</sup>。

### (2) 宮川村の立地条件

宮川村は岐阜県の最北端に位置し、海拔は最高1,592mから最低220mであり、北は富山県婦負郡細入村、東は吉城郡神岡町、南は吉城郡古川町、西は吉城郡河合村と富山県婦負郡八尾町と接し、北緯36°17'~36°27'、東経137°07'~137°15'の位置にある。1956(昭和31)年坂上村と坂下村が合併して宮川村となる。総面積は196.90km<sup>2</sup>で、東西16.30km南北18.85kmのほぼ楕円形をなしている。同村の戸数は412戸、人口は1,524人(1983年7月末現在)である。

地勢は、西部より北部にかけ天王山系に、東部には御岳山系に属する1,400m~500mの高い山々に囲まれ、村の中央を南から北へ宮川が延々として流れ、村の北端において高原川と合流し、神通川となり、日本海にそそいでいる。この宮川に沿って国鉄高山本線、国道360号線、主要地方道八尾—古川線が南北に貫通し、そこ

に大小25の集落が点在している。

村の面積の約96%を山林が占めるため、平地は乏しい。しかし山地が多いため山林資源に恵まれ、また水量も豊富である。このような地勢上、農林業のほか、若干の養魚、畜産以外はこれといった産業のないV字型狭谷の山村である。

気候は裏日本型気候区に属し、寒暖の差が激しく、冬期は降雪日が多い。岐阜県内でも数少ない特別豪雪地帯であり、積雪期間は約4カ月におよび、最高積雪は役場付近で350cm、山間部の集落では450cm以上に達することもある。最低気温は-13℃、最高気温は+39℃と高低の差が激しい<sup>3)</sup>。

### (3) 調査の方法

宮川村の調査には、浅井、小倉とゼミ生21名があたった。まず1983年6月22日に予備調査のため浅井とゼミ生9名が現地を訪れた。助役より村の概況及び村の過疎・豪雪について説明を受けた。

本調査は、8月1日から3日まで現地に泊り実施した。調査の対象者は住民名簿にもとづき、25集落から、それぞれ無作為・等間隔で100世帯を抽出した。そして、あらかじめ作成しておいた『岐阜県豪雪・過疎地域実態調査(宮川村)』



表 4(A)

1983年 7月31日現在

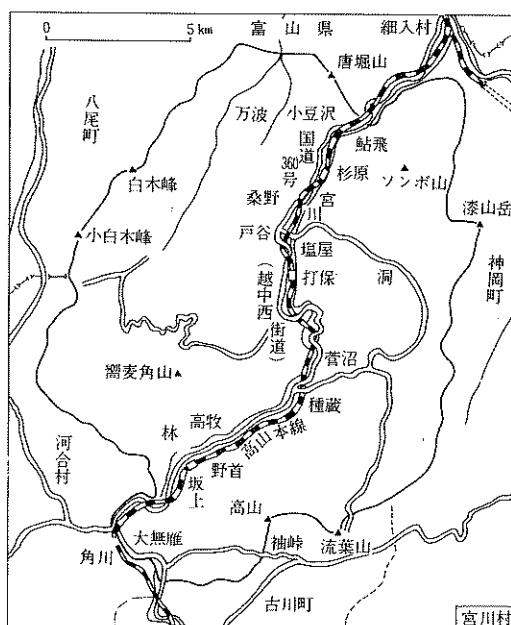
旧村名	集 落 名	宮 川 村		調 査			
		戸 数	人 口	戸 数	人 口		
坂	小 谷	8	35	2	12		
	大 無 雁	32	129	4	22		
	落 合	9	44	2	7		
	岸 奥	3	9	1	3		
	野 首	9	31	4	13		
	森 安	7	34	1	6		
	林	64	255	15	61		
	西 忍	45	186	10	39		
	牧 戸	11	37	2	9		
	高 牧	5	22	1	6		
	丸 山	6	15	2	8		
	三 川 原	16	76	3	12		
	種 蔵	18	61	3	12		
上	巢 之 内	8	37	1	5		
	菅 沼	7	23	5	23		
	計	248	994	56	238		
	坂	打 保	46	135	17	52	
		塩 屋	12	43	2	10	
		中 沢 上	4	8	1	5	
		戸 谷	12	45	2	5	
		洞	9	29	2	6	
		瀬 直 ヶ 沢 上	11	37	2	8	
		桑 野	17	50	3	15	
		杉 原	30	103	6	21	
		下	巢 納 谷	12	32	3	11
			小 豆 沢	11	48	2	5
計			164	530	40	138	
合 計		412	1,524	96	376		

(注) 坂下地区の万波・山之山集落は全戸移住。  
加賀沢・鮎飛は住民不在。

(質問項目85)により、直接面接し、聞き取り調査した。回答は96世帯から得た(表4(A)(B))。調査対象家庭へは事前に役場を通して協力を依頼しておいた。なお本調査は豪雪地域の実態調査を兼ねていたため、小谷、菅沼、洞の集落で

表 4(B) 調査世帯一戸当り人口 ( )内%

	坂 上	坂 下	計
1人世帯	0戸	6戸	6戸 ( 6.3 )
2 "	7	13	20 (20.8)
3 "	11	2	13 (13.5)
4 "	14	6	20 (20.8)
5 "	10	4	14 (14.6)
6 "	13	7	20 (20.8)
7 "	1	2	3 ( 3.1 )
計	56戸	40戸	96戸



は、豪雪に対する調査を綿密に行った。

面接時間は一世帯当り平均2時間を要したが、村民の皆さんは質問に快く応じ、積極的に協力して下さった。

- 1) 1962年、国は、積雪が特にはなはだしいために産業の発展及び住民の生活水準の向上が阻害されている地域の豪雪対策のために豪雪地域対策特別措置法を制定した。この法律により、その地域の産業の振興及び民生の安定向上のために豪雪対策を必要とする地域を、積雪の程度等を勘案して豪雪地域として指定し、そのうち、積雪の程度が特に高く、かつ、積雪により住民生活に著しい支障を生ずる地域を特別豪雪地域と指定している。
- 2) 岐阜県総務部地方課『過疎地域対策緊急措置法に

基づく過疎市町村の実態（昭和56年3月）参照  
3)『宮川村村勢要覧』参照

### 3 宮川村の過疎の実態

#### (1) 概 況

宮川村の人口は、1947（昭和22）年の4,272人をピークに、1960（昭和35）年には3,188人、1965（昭和40）年は2,613人と減少し、さらに1970（昭和45）年2,223人、1975（昭和50）年1,967人、1980（昭和55）年には1,727人と減少しつづけた。1960（昭和35）年の指数を100とすると1980（昭和55）年のそれは54.17である。調査時点の1983（昭和58）年7月末現在は、さらに減り1,524人となっている。これは高度経済成長による都市と山村との所得や生活環境の格差や、村内に若年労働者の就業場所のないこと等が原因となっている。たとえば、最近の中学校卒業生の殆どが高校に進学するが、卒業後は、ほとんどが大学への進学または都市へ就職し、村に留まる者は毎年1～2名にすぎない。村では若者の流出を防ぐため、地場産業の振興（養鱒、畜産、養蚕、林業等）を積極的に進め、過疎化の防止に取り組んできた。この結果、最近

では人口の減少傾向はやや鈍化しつつある。その外、村の基盤整備や教育・文化・医療施設の整備・充実に積極的に取り組み、若者が村に魅力を感じ、進んで住みつくりづくりにつとめている。また、最近では「若者のUターンのきっかけになってくれれば」との期待をこめて、モダンな村営住宅（4DK＝木造2階建75m<sup>2</sup>、家賃月15,000円）2戸を、富山県境まで2kmの杉原地区に建てた。村では今後も、この種住宅を建て、若者のUターンを期待し、また若者の流出の防止を考えている。

さらに村では、村内への移住を誘致し、人口増を図る狙いで、この3月定期村議会で「定住促進対策に関する条例」（10年間の時限立法）を制定する。この条例には、入村希望者への宅地・住居のあっせん、入村奨励金や結婚祝い金の支給等が定められている。

#### (2) 人口・就業人口等の推移

村の人口、人口構成及び世帯数の推移は表5・表6のとおりである。人口の減少率はやや鈍化の傾向は示してはいるが、減少停止や増加の形勢はうかがえない。また、村の年齢構成も、若者の流出を証明するかのように老人人口の占める割合は毎年高まっている（表7(A)(B)）。

表5 人口と世帯の推移、その増減率

	調査年	大正9	14	昭和5	10	15	25	30	35	40	45	50	55	58
人 口	人 口(人)	3,759	3,656	4,591	4,221	3,752	3,871	3,872	3,188	2,613	2,223	1,967	1,727	1,524
	増減数(人)		- 103	+ 935	- 370	- 469	+ 119	+ 1	- 684	- 575	- 390	- 256	- 240	- 203
	増減率(%)		- 2.7	+25.5	- 8.1	-11.1	+ 3.2	0	-17.7	-18.0	-14.9	-11.5	-12.2	-11.2
世 帯 数	世帯数(戸)	689	714	798	704	675	713	740	657	577	529	473	460	412
	増減数(戸)		+ 25	+ 84	- 94	- 29	+ 38	+ 27	- 83	- 80	- 48	- 56	- 13	- 48
	増減率(%)		+ 3.6	+11.8	-11.8	- 4.1	+ 5.6	+ 3.8	-11.2	-12.2	- 8.3	-10.6	- 2.7	-10.4

資料：55年までは国勢調査。58年は7月31日現在役場提供。

表6 一世帯当りの人口

	調査年	昭和30	35	40	45	50	55	57
1世帯当りの人口(人)	宮川村	5.23	4.85	4.53	4.20	4.16	3.75	3.59
	全 国	4.79	4.54	4.05	3.69	3.45	3.33	3.20

表7(A) 宮川村の年齢別人口比

調査年	年少人口(0～14歳)	労働人口(15～64歳)	老年人口(65歳～)	総人口
昭和25	1,430人 (36.9%)	2,162人 (55.8%)	279人 (7.2%)	3,871人
30	1,285 (33.2%)	2,287 (59.0%)	300 (7.7%)	3,872
35	1,021 (32.0%)	1,883 (59.0%)	284 (8.9%)	3,188
40	718 (27.5%)	1,620 (61.9%)	275 (10.5%)	2,613
45	529 (23.8%)	1,389 (53.1%)	305 (13.7%)	2,223
50	416 (21.2%)	1,233 (62.8%)	318 (16.1%)	1,963
55	288 (16.7%)	1,133 (65.6%)	306 (17.7%)	1,727

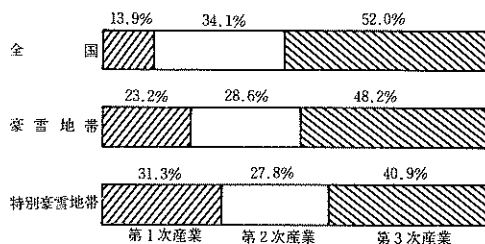
資料：国勢調査

表7(B) 全国の年齢別人口比 (%)

調査年	年少人口	労働人口	老年人口
昭和25年	35.4	59.7	4.9
30	33.1	60.8	5.3
35	29.8	63.6	5.7
40	25.4	67.5	6.2
45	24.0	68.9	7.1
50	24.3	68.8	7.9
55	23.5	69.4	9.0

資料：国勢調査

第二次、第三次産業へとそのウエートは移動しつつある。図4は豪雪地域の就業構造である。特別豪雪地域の指定を受けている宮川村のその構成比は、全国のそれに近い比率となっている。



資料：国土庁調べ（昭和55年度）

村の産業別就業人口の推移は表8のとおりである。その構成は第一次産業が大きく減小し、

図4 豪雪地帯の就業構造

表8 産業別就業人口の推移 (構成比%)

	産業別就業人口				
	第一次	うち農業	第二次	第三次	合計
昭和35年	883人 (55.7)	658人 (41.5)	254人 (16.2)	450人 (28.1)	1,587人 (100.0)
40	744 (56.8)	570 (43.4)	184 (14.0)	382 (29.2)	1,310 (100.0)
45	519 (41.2)	435 (34.5)	355 (28.1)	388 (30.7)	1,262 (100.0)
50	447 (39.2)	305 (26.8)	323 (28.4)	369 (32.4)	1,139 (100.0)
55	312 (30.5)	239 (24.6)	308 (30.1)	405 (39.4)	1,026 (100.0)

資料：昭和35、40、45、50年国勢調査。55年は推計。

宮川村の産業は、本来農林業を中心にして成り立ってきたが、最近では他産業との所得格差の増大や村の農業立地の自然的・経済的制約等を

受けて、専業農家は減少し、兼業農家が増加してきている。また、経営規模も50a未達が全体の72%を占めている(表9(A)(B)(C))。農業経営にお

表9(A) 農家戸数および就業人口

(1975年現在)

農家数	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	農家人口	就業人口
338 戸	13 戸	28 戸	297 戸	1,438 人	305 人

資料：農林業センサス

表9(B) 耕地等面積

(1975年現在)

総面積	内 訳				
	水田	畑	草地	果樹園	桑園等
170 ha	104 ha	38 ha	3 ha	10 ha	15 ha

資料：農林業センサス

表9(C) 経営規模別内訳

(1975年現在)

区分	規模	30 a	30~50 a	50~100a	100~150a	150~200a	200~300a	平均面積
	戸数		135戸	107戸	75戸	14戸	6戸	
比率		39.9%	31.7%	22.1%	4.0%	2.0%	0.3%	

資料：農林業センサス

表10 産業別生産所得の推移

項目	昭和40年		昭和50		昭和53	
	所得額	構成比	所得額	構成比	所得額	構成比
総額	421,679 <sup>千円</sup>	100.0 %	1,643,497 <sup>千円</sup>	100.0 %	1,924,076 <sup>千円</sup>	100.0 %
第1次産業	159,328	37.8	413,156	25.1	353,413	18.3
農業	40,849	9.7	122,806	7.5	173,694	9.0
林業	113,091	26.8	212,296	12.9	132,687	6.9
水産業	5,388	1.3	78,054	4.7	47,032	2.4
第2次産業	54,299	12.9	363,655	22.2	553,481	28.8
鉱業	429	0.1	18,990	1.2	11,196	0.6
建設	32,446	7.7	186,923	11.4	323,107	16.8
製造	21,424	5.1	157,742	9.6	219,178	11.4
第3次産業	208,052	49.3	866,686	52.7	1,017,182	52.9
卸小売	18,400	4.4	77,603	4.7	72,591	3.8
金融	7,068	1.7	63,347	3.8	78,690	4.1
運輸	84,311	19.9	128,208	7.8	308,802	16.0
電気	37,533	8.9	76,931	4.7	151,059	7.9
サービス	39,035	9.3	428,629	26.1	240,743	12.5
公務	21,705	5.1	91,968	5.6	165,297	8.6

資料：市町村民所得推計

けるこうした現状は、一方では若年層の転出をまねき、他方では農業従事者の高齢化と婦女子化をまねいている。このことは同時に農業後継者の不足・不在という深刻な問題を引き起している。

産業におけるこのような傾向は、産業別生産所得の推移にも表れている。所得のウェートは第一次産業から第二次または第三次産業に移りつつある（表10）。

調査96世帯における村から転出者の状況（転出理由と転出先）は表11のとおりである。転出先は県内では隣接の高山市、古川町が多く、県外では愛知県、富山県、東京都の順に多い。また最近では女性も職を求めて県外に積極的に行き、その地で結婚し落ち着くケースが多い。

(3) 村の過疎対策事業

地方公共団体が行う過疎対策事業は、過疎法第5条に基づき、まず都道府県知事が過疎地域振興方針を定め、その方針を実施するため市町村は市町村過疎地域振興計画を、都道府県は都道府県過疎地域振興計画を定めて行うことになっている。

旧過疎法の下では、両計画に基づき1970（昭和45）年から1979（昭和54）年までの10年間に過疎対策として実施された事業実績の総額は、7兆9,018億円であった（表12）。新過疎法は、旧過疎法同様に10年間の時限立法であるが（1980年度から1989年度まで）、その振興方針の計画期間を5カ年ずつ2期（前期1980～1984年

表11 村からの転出理由と転出先

(A)仕事による転出				(B)嫁ぎ先		(C)進学による転出							
	男		女		女子のみ	嫁ぎ先	男		女				
	転出先	(人)	転出先	(人)			進学先	(人)	進学先	(人)			
県内	岐阜市	6	岐阜市	2	高山市	3	高山市	2	高山市	1			
	大垣市	1	高山市	7		美濃市		1					
	高山市	9	関市	1		恵那市		1					
	美濃加茂市	2	恵那市	1		古川町		6					
	美濃太田市	2	古川町	5		飛騨国府町		1					
	古川町	3	飛騨国府町	1		清見村		1					
	下呂町	1	清見村	2									
	飛騨国府町	2											
小計	27		19		小計	13		小計	2				
県外	東京都	5	愛知県	6	愛知県	4	名古屋市	1	名古屋市	1			
	愛知県	8	富山県	5		大阪府		1		豊田市	1	金沢市	1
	大阪府	2	滋賀県	1		富山県		2		富山県	1	東京都	1
	三重県	1	神奈川県	1		埼玉県		1		横浜市	1		
	石川県	1				滋賀県		1		東京都	1		
	神奈川県	1				栃木県		1					
	九州	1											
	小計	19		13		小計		10		小計	5		
合計	46		32		合計	23		合計	7				

表12 旧過疎法の計画に基づく事業実績(昭和45年度～昭和54年度)

(単位：億円)

区分	前 期						後 期						合 計
	昭和45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	小 計	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	小 計	
市町村計画	963	1,872	2,425	2,995	3,365	11,620	3,992	4,976	6,191	8,040	8,920	32,119	43,739
都道府県計画	935	1,880	2,414	2,758	2,909	10,896	3,209	3,691	4,787	6,052	6,643	24,383	36,739
合 計	1,898	3,752	4,839	5,753	6,274	22,516	7,201	8,667	10,978	14,092	15,563	56,502	79,018

(注) 各年度千万円を四捨五入したため集計値と一致しない。

表13 前期計画(当初計画)全体事業費

(単位：億円)

区分	昭和55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	計
市町村計画	9,854	12,267	12,658	12,853	12,893	60,525
都道府県計画	6,807	7,733	8,125	8,298	8,376	39,339
合 計	16,661	20,000	20,783	21,151	21,269	99,864

(注) 各年度千万円を四捨五入したため集計値と一致しない。

度、後期1985～1989年度)に分けている。前期計画の事業費の総額は9兆9,866億円である(表13)。

これらの計画の事業費の項目別割合をみると、市町村計画(図5)では交通通信体系の整備が全体の35.8%(旧過疎法下では37.7%—以下カッコ内は旧過疎法下の実績を示す—)で最も多く、ついで産業の振興23.5%(17.3%)、生活環境及び福祉施設等厚生施設の整備19.1%(19.4%)、教育文化施設の整備18.4%(21.4%)、医療の確保1.6%(1.5%)、集落の整備0.2%(0.4%)、その他1.4%(2.3%)となっている。都道府県計画(図6)では交通通信体系の整備が62.6%(64.4%)と圧倒的に多く、ついで産業の振興が33.8%(28.2%)で、この

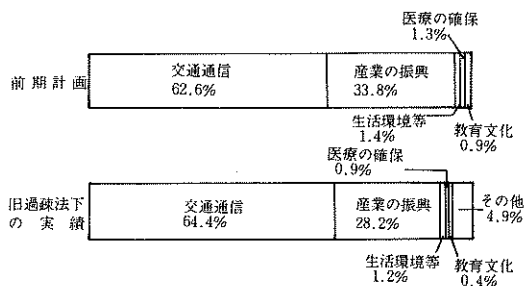


図6 都道府県事業費の項目別割合

両者で全体の96.4%(92.6%)を占めており、その他は格段と比率は低い。

これらの事業の結果(前期計画も残すは1984年度のみ)「道路を始めとする各種公共施設の整備水準は相当の向上<sup>1)</sup>」をみたものの、その後のわが国経済社会の変化は、過疎地域とそうでない地域との格差を依然としてそのまま残し、それに新たに過疎地域間での格差をも惹起し、さらには過去の若者層の大量流出による人口の高齢化の急速な進展という問題さえ生み出している<sup>2)</sup>。

過疎地域のこのような現況から、近時の過疎地域振興計画は、その目標を「個性的な活力ある」、「魅力と活力ある」地域社会の創造に置いている。すなわちそれは、単なる「地域格差、

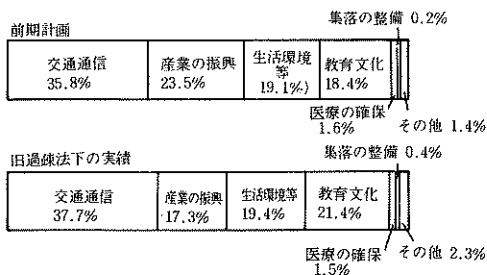


図5 市町村事業費の項目別割合

所得格差の是正にとどまらず、医療の確保、高齢者対策等の福祉対策はもとより、コミュニティ振興、文化振興も含めた人間居住の総合的環境づくり、人間定住のための諸条件の総合的整備」にむけられている<sup>3)</sup>。

宮川村は、経済的・社会的・地理的条件から見て過疎・豪雪の典型ともいふべき山村である。同村は、1976（昭和51）年過疎地域の指定を受けて以来、地域振興に努めて来た。村道及び林道等の生活道路網の整備を中心に、産業基盤の整備や産業（とくに農林業）経営の近代化やその施設の整備等の分野において一応の成果を上げた。しかしそれだけでは若者の流出は防止しえなかった。そこで現在実施中の前期振興計画は、若者が村に魅力を感じ、進んで村に住みつくようにするために、村の地理的条件を生かし、かつ自然的環境を保ちながら「快適で豊かな村づくり」をめざしている<sup>4)</sup>。

その施策はつぎのようなものである。

- (1) 村内主要幹線道路との連けいを強化し、各集落間を結ぶ1・2級道路改良と舗装を優先的に実施する。
- (2) 教育効果の向上と小中学校児童生徒の通学の安全をはかるため、スクールバスの更新を行う。
- (3) 社会教育と村民の体位向上をはかるため、地域公民館・地域集會施設の建設・村民グラウンドの整備等を行う。
- (4) 衛生的な飲料水の供給をはかるための簡易水道施設を整備して水道普及率を95%に引きあげる。
- (5) 農業の生産性向上と経営の近代化をはかるため、ほ場・農道・用排水路等の整備を行う。
- (6) 畜産経営の近代化をはかるための牛舎等の整備を行う。
- (7) 養鱒事業の増強をはかるため、養魚池等の増設を行う。
- (8) 自然緑地資源を生かした青少年旅行村の施設の充実を行う。
- (9) 林道及び作業道の開設を行い、造林を推進する。

(10) 若年労働力の地元定着をはかるため、村内工業の振興と工業の導入をはかる。

(11) テレビ電波受信不能地区が多いため、共同受信施設による難視聴の解消及び共同受信施設を利用し、行政と住民を結ぶ有線放送施設整備を行う<sup>5)</sup>。」

同村は、これらの諸施策を推進するための総事業費として19億4,322万8千円を計上している。全体の事業費の項目別・年度別事業費の内訳は表14の、また5カ年の項目別割合は図7のとおりである。村が道路（村道・農道・林道）の改良・舗装・整備に力を入れているのは、村内に散在する集落間の連携を密にするとともに村の立地条件を生かした産業の振興や観光開発を推進することをねらったものである。そのほか産業の振興としては、ほ場整備や畜産・養蚕・農産物出荷等の施設の近代化に力をそそいでいる。また、生活環境の整備としては、とくに消防施設の充実を、医療の確保のために患者輸送車の購入等を計画している。しかしこれらの計画は近時の国及び地方公共団体の厳しい財政事情から予定通り実施されてはいない。たとえば1982（昭和57）年の事業実績は計画の6億445万7千円に対して、4億459万7千円で約2億円の減額となっている。このことから一般財源の少ない過疎町村にとっては、過疎からの脱出が容易ではないことをうかがい知ることができる。

宮川村民の悩みのもう一つは、毎年相当量の降雪に見舞われることである。今冬も“56年豪雪”以来の大雪となっている。表15は、村の中心部「林」集落役場前の降雪量を示したものである。とくに山間部の集落（菅沼、小谷、洞）では400cmを越すことさえある。このような降

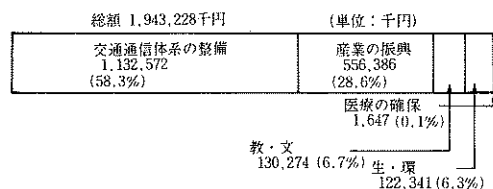


図7 宮川村前期市町村計画全体事業費と項目別割合

表14 前期市町村過疎地域振興計画項目・年度別事業費（宮川村）

（単位：千円、％）

区 分	前期計画		昭和55年度		56年度		57年度		58年度		59年度	
	全体事業費	構成費	事業費	構成費	事業費	構成費	事業費	構成費	事業費	構成費	事業費	構成費
1. 交通通信体系の整備	1,132,572	58.3	185,631	58.4	221,002	90.0	337,795	55.9	203,544	51.1	184,600	48.9
2. 教育文化施設の整備	130,274	6.7	43,100	13.6	12,409	5.1	47,125	7.8	7,640	1.9	20,000	5.3
3. 生活環境施設及び福祉施設等厚生施設の整備	122,349	6.3	21,959	6.9	9,935	4.0	15,983	2.6	56,522	14.2	17,950	4.8
4. 医療の確保	1,647	0.1	—	—	—	—	—	—	1,647	0.4	—	—
5. 産業の振興	556,386	28.6	66,945	21.1	2,130	0.9	203,554	33.7	128,857	32.4	154,900	41.0
6. 集落の整備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7. その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,943,228	100	317,635	100	245,476	100	604,457	100	398,210	100	377,450	100
年度別構成比	100		16.4		12.6		31.1		20.5		19.4	

資料：宮川村役場

表15

観測地	年 月	1978					1979					1980				
		1	2	3	11	12	1	2	3	11	12	1	2	3	11	12
林（役場前） の降雪量（cm）		108	182	134	38	65	73	35	59	0	9	172	174	93	0	252

雪による交通障害（たとえば、連日の降雪のため除雪作業が追いつかないこと、幅員の狭い道路のため除雪が困難であること、人家密集地道路への屋根の雪降ろしによる雪の堆積や、山間部の雪崩による交通遮断等々）や高山本線の不通は、長期の孤立集落を生み、産業の発展や住民の生活に多大の損害を与えている。1980年12月から翌年の2月までの大雪は、宮川村に約10億円の被害をもたらした。村の雪対策の予算は1982（昭和57）年度は4,865万円（ブルドーザー等機械購入費）、1983（昭和58）年度は1,601万円（雪の状況により補正予算で増額）を組んでいる。今冬は『56豪雪』以来の大雪のため、既

に当初予算を越えた支出がなされているものと思われる。

- 1) 国土庁地方振興局過疎対策室監修『昭和57年度版過疎対策の現況—厳しい現実と新たな胎動—』, 1983年, 75ページ。
- 2) 国土庁, 同上書, 75ページ参照。
- 3) 国土庁, 同上書, 75～76ページ。
- 4) 宮川村『過疎地域振興計画書 自昭和55年度至昭和59年度』, 7ページ参照。
- 5) 宮川村, 同上書, 7ページ。

#### 4 住民の意識

先にも述べたように過疎化とは、地域経済構造の変化（経済的側面）を要因として、それま



で自然とのかかわりの中で生産し社会生活を営んできた地域住民の意識や社会環境・生活形態（社会的側面）をも変更させてしまう現象である。

そこでは、人口・戸数は急減し、住民の生産活動や生活環境の維持が困難となり、縮小される。

そのことは、さらに地域住民の生活環境を悪化（農林業の縮小再生産、道路の荒廃、分校の廃止、商店の閉鎖、医院・診療所の撤収）させ、ついには住民意識の後退（「自分のムラはもう駄目だ」）さえまねくことになる。住民意識の後退は、さらに人口・戸数の減少を発生させる。

このように住民意識は、過疎地では、過疎化の悪循環過程に組みこまれ、それを増殖する機能をも果すことになる。

現在、過疎問題が、過疎地域住民の生活権擁護という形で問われている以上、そこで生活している住民の意識は尊重されなければならないだろう。

ここで、宮川村の住民の生活実態を、住民の意識調査を通じて明らかにし、過疎化が住民の生活にどのようなわざわいをもたらしているか。また、それからの脱出には、どのような方策があるかをさぐってみたい。

### (1) 居住形態・状況

宮川村は、山村の豪雪地帯である。住民の家屋は、ほとんどが50坪以上の建坪で、2階建家屋に住んでいる。しかも、各集落のところどころに3階建の大きな家屋が目につく(表16・17)。

村が盛況で、一世帯当りの人口が多かった

表16 住宅建坪面積(調査対象96戸)(%)

50坪未満	50坪～100坪	100坪以上	不明
24	40	26	10

表17 住宅の構造(調査対象96戸)(%)

平屋建	4
2階建	77
3階建	19

1960(昭和35)年頃までは、その家屋で養蚕が行われ、家族の貴重な現金収入源であったという。3階部分は、ほとんどそのために使用されたものだが、現在では、農機具や雑穀倉庫となっている。ところが今では、村の若者が結婚し、村外へ転出したため、広い家屋に老夫婦が住むケースが多くなっている。

宮川村住民の家族生活は、一世帯当り平均3.7人であるが、一人世帯家族が40戸、二人世帯家族が94戸を占め、また、老人世帯は村の約30%と非常に多い(表18・19)。

表18 居住状況

居住者数(人)	戸数
1	40
2	94
3	70
4	68
5	60
6	55
7	20
8	2
9	3
計	412

(住民総数 1,524人) 調査時点

表19 高齢者人口内訳

年齢層	人数
60歳～65歳	108
66歳以上	300
計	408

(注) 戸数・居住者数は調査時点  
宮川村役場助役井畑萬氏資料提供。

現在、村の世帯数・人口は、1960(昭和35)年と比較すると、それぞれ37.3%(245戸)、52.5%(1,673人)の減少を示す。

村の若い年代層が指向する都市家族生活の貧困な居住空間とはうらはらに、皮肉にも、十分ゆとりある居住空間で、老夫婦が淋しく生活する光景がみられる。

### (2) 住民の就業状況

宮川村には、給与所得者が多く、近隣市町(高

山市、古川町、富山市)の企業や村内の役場、森林組合<sup>1)</sup>、農協に勤務している。

村の大部分を山林が占めているのに、林業従事者が少ないのは、①木材は成長周期が長く経済効率が悪いこと、②木材需要の構造変化(合板、パルプ用材がシェアを伸ばす)にともない供給構造も変化(国産材供給が漸減し、外材輸入量の急増)したことなどにより山林経営が成り立たず、転職者が多く出たためである。

したがって、人手不足となった山林は、林業公社によって地上権が設定され、森林組合が管理している。村には60名の愛林隊員が委嘱され、下刈りから伐採にいたる労務を補助している。伐採されて得た収益は、林業公社60%所有者40%の割合で配分される。

農業従事者は、老人や女性が多い。今、宮川村では、盛んに転作の奨励(耕地の30%以上を転作すると奨励金が支出される)が行われている。それは、宮川の清流が常に低温を保つことから、高冷地野菜の採培が認められているからである。ここでは、主にハウレン草のハウス採培が行われ、婦人の現金収入源となっている(多い人で年間純益300万円ほどである)<sup>2)</sup>。また、宮川の清流を利用して、ニジマスの養殖も行われ、何組かの住民夫婦が共同経営している。

### (3) 住民の消費生活

宮川村から高山市へは約38km、富山市へは約50kmである。住民の消費生活は、両市が通勤圏内(国鉄高山線で、富山まで約1時間10分、高山まで約44分)にあることから、その依存度は高い。

日用品・雑貨・食料品の購入は、農協マーケットや村の各集落を巡回する販売車を利用することが多い。衣類や家材道具・電化製品類は、村内に専門店がないこともあって、坂上地区の住民は高山市・古川町方面で、坂下地区の住民は富山市方面まで出かけて購入している(表20・21)。農業や林業用機器については、農協を通じて購入している(表22)。

住民の消費生活を流通面からみると、富山圏に入るといわれる。とくに、食料品は、富山か

ら高山経由で古川町や宮川村に入ってくるし、衣類にいたっては、高山市で購入するより富山市で買った方が安いといわれている<sup>3)</sup>。

### <住民の物品購入状況>

表20 日用品・雑貨・副食品等

購入先	(%)
村内	93 (うち農協52)
高山川	5
富山	2

表21 衣類・家具・電化製品など

購入先	(%)
村内	11
高山川	80
富山	9

表22 農林業用機器・肥料など

購入先	(%)
村内	90 (うち農協73)
高山川	9
富山	1

### (4) 住民の集まり(寄合)

住民の集まりには、各集落ごとの集会(常会・部落集会・総寄合)、地区単位の集会(老人会・婦人会・青年会・地域集会・子供会など)および住民全体を対象とする集会(農作業集会・改良組合・地方改良会や区長集会・地方単位集会の本部組織の会合)がある(表23)。開催場所は、集まりの内容によって班長宅、各集落の公民館、研修センター、コミュニティーセンター、農協、農民センター及び中央公民館が使われている(表24)。なかでも、コミュニティーセンターは、

村が過疎防止対策事業の一つとして建設したもので、住民のふれあいを強調する村の意向にそって、勉強会や趣味の会に利用できるよくなっている。

表23 寄合の名称

常 会	老 人 会
農作業集会	部 落 集 会
改良組合同	地 域 集 会
総 寄 合	子 供 会
区 長 集 会	地 方 改 良 会
婦 人 会	
青 年 会	

表24 寄合の場所

林業研修センター
コミュニティーセンター
村民センター
農 協
公 民 館
農事センター
班長の自宅

これらの集会には、多くの人が積極的に出席している（表25）。対象が限定される集会（婦人会・青年会・子供会・老人会）以外は、男子が出席する場合が多い。ただし、老人はあまり出席していないようである（表26）。

そこで話しあわれることは、村の行政の報告・連絡、農林業に関すること、道路・教育など住民生活にとって重要な事柄等々である。なお、集まりは月1回から2回行われる（表27）。

表27 集会で話し合われる事柄(%)

連絡・伝達	22
村 の 事	16
農業・林業	5
道 路	4
祭	3
教 育	2
そ の 他	18
無 答	30

(5) 労働慣行

村の住民が共同で行う作業には、村の公共建物や住宅の「雪おろし」、道路・水路の掃除、草刈りがある。また、上・下水道の補修・改修（水路の補修・下水掃除・貯水槽整備）や区有林の下刈り・共有地への植林（災害防止）も共同で行われる（表28）。

ここで注目すべきことは、共同作業として「家の建築」「家根のふきかえ」や「田植え」をあげていることである。これは、小農経営を主体とした日本の農村で古くから一定地域の農家間で労働力不足を補う手段として存在した「ゆい（結）<sup>4)</sup>」と呼ばれる慣行の残存形態である。「ゆ

表25 集会出席の度合 (%)

必ず出席する	83
付き合い程度に出る	12
出たくないが時々	2
無 答	3

表26 集会への出席者 (%)

父	72
母	10
祖 父	5
息 子	8
父 か 母	2
父 か 息子	1
無 答	2

表28 共同作業の種類

雪おろし	49	
道路掃除	39	
草刈り	39	
水路の補修	19	
神社の掃除	9	
下水の掃除	8	
祭りの準備	5	
山林の手入れ	4	
公共施設の掃除	2	
共有地の手入れ	1	(高 牧)
区有林の下刈り	1	(野 首)
冠婚葬祭の手伝い	1	(中沢上)
テレビ線の維持	1	(中沢上)
屋根のふきかえ	1	(戸 谷)
貯水槽の整備	1	(杉 原)
田 植 え	1	(丸 山)
家屋建築	1	(大無雁)

(注) 数字は回答数

い」は、奉仕の意味の「手伝い」とは区別され、お互いの農家間で出勤する人数や日数を平等に交換しあうシステムをもつ労働力の交換形態である。図9で「ゆい方式で」という回答が5%あることは、「お金を払う」の8%を含めて特定の世帯間で、有償・無償の労働力交換が行われていることを示している。

宮川村の過疎化が進行すればするほど、村のあるいは各集落の住民共同生活を支えるため、「ゆい」方式は、形態は別として、活用されて生き続けるだろう。現に、出勤資格の制限は「ない」と答える人が75%あることでもわかる(図8)。

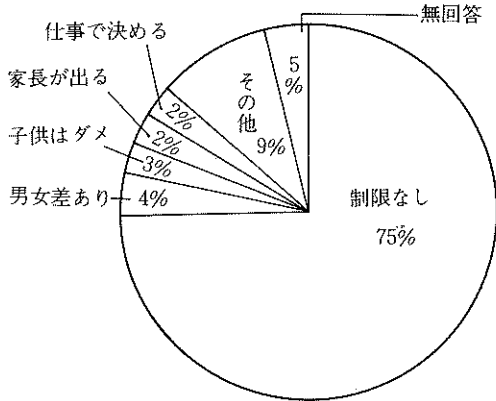


図8 質問「作業に出る人について、年齢や男女に制限がありますか」

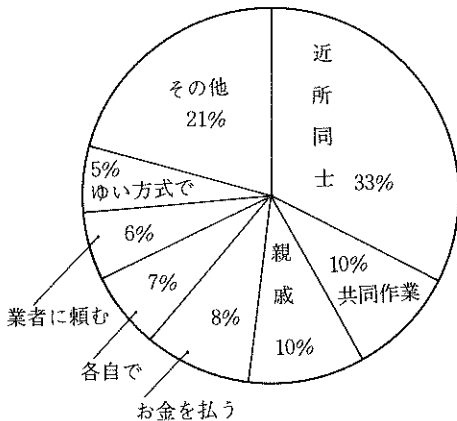


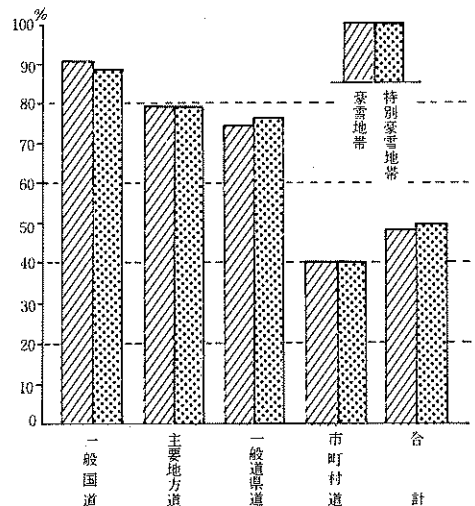
図9 質問「屋根ふき、家の改築、雪おろし等の時に村の人々はどのように手伝いますか」

(6) 冬場の生活

宮川村には、冬期、多い時には400cm程の積雪がある。雪に閉ざされた生活は、住民に種々の活動や行動の自由を奪う。したがって、道路の除雪作業は、村の行政サービスの一つともなっている。

図10で示すように豪雪地帯の除雪状況は、一般国道・主要地方道・府県道の場合75%以上であるが、市町村道ともなると40%にも満たない。宮川村の場合、国道360号線の除雪状況は、完璧に行われている。しかし、村内各所に点在する小集落(小谷、菅沼など)へ通ずる村道は、ほとんど除雪がなされない。したがってこの地域は、村道が閉ざされ、ほとんど孤立状態が続く。

こうした集落では、若い労働力人口が少ないため、前項でみたような労働慣行がなりたらず、雪との闘いに疲れて村を去ってしまう者がでる。その集落の人口減少は、ますます住民に過重労働を要求することになり、住民はそのことに耐えられなくなって村外へ去っていく。豪雪



(注)  
 1. 除雪延長率は、実延長に対する除雪延長の割合。  
 2. 除雪延長は、道路延長を示す(除雪を行ったべ延長ではない)。  
 3. 昭和53年度実績。  
 資料：国土庁調べ。

図10 豪雪地帯の除雪延長率

も、過疎を増殖させる要因である。

それでは、雪に閉ざされた宮川村各集落の住民は、道路が開通するまで、どんな生活を送っているのだろうか。

住民は、冬の到来を前に、日用品（石鹸・洗剤・トイレットペーパーにいたるまで）を数カ月分備蓄し、食料も保存食（アユ・マスの冷凍、山菜、芋、野菜など）を備蓄し、長期の積雪に備える。肉や魚の購入は、冬期にはほとんど不可能である。1981（昭和56）年の豪雪時には、約1カ月間雪に閉ざされ、正月の「肴」もなく、芋と大根で年始を祝ったという。こうした生活を余儀なくされることは、村の若者の心をより都会へと駆り立ててしまう。

たとえ小集落であっても、孤立することなく、コミュニケーションをかわせられる生活ができるような行政施策が検討されなければならないだろう。宮川村が、コミュニティーセンターを中心に各地区・各集落に、そのための施設を準備しつつある。それが、村の住民に有効に利用されることが望まれる。

### (7) 生活環境

宮川村住民の所得は、県民所得を下回るが、吉城郡内では、上宝村に次いで、神岡町と並び第二位を示している（表29）。住民の70%は、自分の生活程度を中程度と感じている（図11）。日本国民の中流意識は、この村にも浸透しているといえる。宮川村は、全般的には生活しやすい

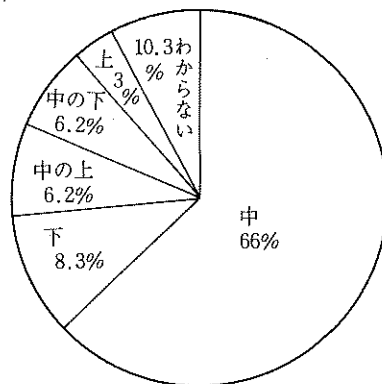


図11 生活程度

地域であり、住民も生活しにくいと感じている人は少ない。

ただし、「5年前と比較してどうか」との質問には、「変らない」・「住みにくくなった<sup>5)</sup>」と答えた人が57%を占めている（図13）。こうした住民の反応は、国の過疎対策行政の不十分さによる過疎地域住民のための生活環境整備が、未だ一歩踏みこんでいないことを示しているものと思える。

また、「住みやすい<sup>6)</sup>」（70%）、「住みやすくなった<sup>7)</sup>」（35%）と答えた人々は、村の「自然環境のよさ」や国・県の行政施策、村の行政サービスを積極的に評価したものと思われる。「住みにくい」とする理由には、冬の交通手段が確保しにくいこと、買物に不自由なこと、就職・結

表29 住民1人当りの県民所得  
（昭和54年経企庁）

岐阜県	138万円
★宮川村	119万円
河合村	99万円
上宝村	126万円
古川町	125万円
国府町	107万円
神岡町	119万円
高山市	136万円
岐阜市	156万円

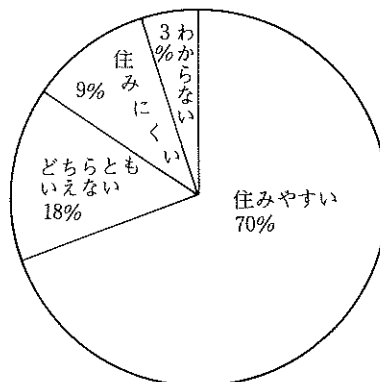


図12 質問「この村を住みやすいところ  
だと思いますか」

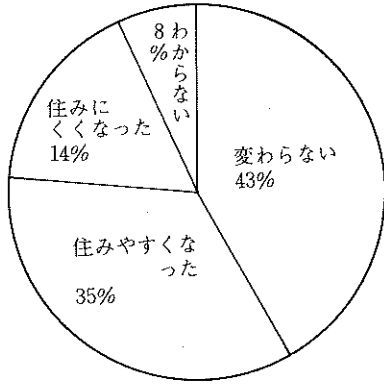


図13 質問「村は5年前と比較して住みごころはどうですか」

婚・子供の教育などに不安を抱いていることを挙げている。「住みにくくなった」理由としては、過疎化現象の進行により人口が減少し、住民に負担がかかり、その結果、人間関係が悪化したり、経済的出費がかさんできたという主張が多くみられた。

こうして、人口・戸数の減少は、地域住民の社会生活構造にまで、深刻な影響を与えるといえる。

次に、将来にわたってこの村に居住する意思があるかどうかをみると、80%近くが、長く住みたいと思っている(表30)。高齢者の回答が多かったこともあるが、やはり、自然環境の良さや土地への愛着は強いようである。しかし、「自分達はこの土地に住んでもよいが、子供や孫達だけには自分達の経験した豪雪地帯での子育て

表30 村での永住希望の有無(%)

長く住みたい	78
長く住みたいが、出ていかなければならない	10
長く住みたくない	3
長く住みたくないが、他へ行きたくても行けない	3
どちらでも良い	3
わからない	3

や苦勞はさせたくない」、「村から出て町で生活させたい」あるいは「息子夫婦が村外で生活しているので、いずれ働けなくなったら頼らざるを得ない。そうなったら村を出ることになる」と悲観的意見もあった。

過疎地域は、高齢者世帯が多い。高齢者が村を去るときは、村がなくなる時かもしれない。

宮川村では、スキー場(白木峰)・青少年旅行村の開設など観光開発やニジマス養殖・畜産振興など地場産業の育成・農業基盤整備による転作(野菜採培)の奨励等産業基盤を再整備し、諸々の事業を計画・推進することで、若者の残留やUターン現象を期待している。

### (8) 住民の生活意識

集落がもつ地理的条件や生活環境は、住民の経済的・社会的生活に多大の影響を与える。そのことは、同時に住民の生活意識を醸成する要因ともなる。

宮川村は、宮川に沿って散在する自然小集落(27集落)が二つの集落群を形成し、行政的に再編成されたことによって成立している。「林」集落を中心とする坂上地区(旧坂上村)と「打保」集落を中心とする坂下地区(旧坂下村)がそれである。

両地区住民の生活意識は、表31~34でみるように「都市・村・いづれの生活を選択するか<sup>8)</sup>」の質問を除いて意識の差が大きい。

「村は明るく活気がある」と感じ、「住民同士の結びつきが強い」と自負し、「宮川村民であることに誇りと自信を持つ」ていると意識できる

表31 自分の住む村についてのイメージ(%)

(「この村は、明るく活気があると思いますか。」)

	坂上	坂下	計
思う	27	7	34
普通	20	15	35
思わない	11	18	29
わからない	0	1	1
無回答	1	0	1
計	59	41	100

表32 村民同志の結びつきの強弱(%)

	坂 上	坂 下	計
強いと思う	35	17	52
普通	18	21	39
弱いと思う	1	2	3
わからない	3	2	5
無回答	1	0	1
計	58	42	100

表33 村民としての誇り(%)

	坂 上	坂 下	計
持っている	29	18	47
普通	21	17	38
持っていない	4	6	10
わからない	3	1	4
無回答	1	0	1
計	58	42	100

表34 「村に生れ育つのと都会に生まれ育つのとどちらがよいと思いますか。」(%)

	坂 上	坂 下	計
村	39	30	69
都 会	4	2	6
どちらともいえない	11	7	18
わからない	1	0	1
無回答	4	2	6
計	59	41	100

住民は坂下地区には少ない。しかし交通の便が悪く、村内で就労できないという悪い経済的環境にもかかわらず、自然環境や人間関係など社会的環境を良好だと自覚し、村での生活を続けているようである。

坂上地区「林」集落は、宮川村の中心点である。村第一位の大集落で、役場をはじめ農協・小学校・中学校・中央公民館・研修センター・森林組合・旅館・商店などが集中し、宮川村では最も活気ある街である。

これに対して、坂下地区の中心である「打保」

「杉原」集落は、村で第二位・第三位の大集落でありながら村の施設が分散し、小学校や森林組合もない（「桑野」集落にある）。坂下地区は、坂上地区に比べて過疎化の要因を多く抱いている。両地区の間には、ナリテ山があり、その険しい峠道は、宮川村政の積極性を鈍らせているようである。積雪量は多く、孤立する集落が出るのも坂下地区に多い。坂下地区では、すでに「万波」・「山之山」集落が全戸移住しているほか、「加賀沢」集落は住民不在、「洞」・「中沢上」集落では過疎化が進行し、「鮎飛」集落は1戸を残すのみという状況である。

こうした地区情勢は、地区住民の意識を暗く重いものにする。坂下地区は、過疎山村「宮川村」がかかえる最も重要な過疎防止対象区であろう。両地区の地理的条件や財政的条件を克服し、村の行財政政策の均衡を計り、住民への行政サービスの平等配分を目指すことが望まれる。

坂下地区は、文化・社会・経済すべての側面でも、富山県の影響を多く受けて来た歴史をもつ。しかし、そのことが、再び住民の意識として甦えるようなことがあってはならない。坂下地区の住民が、宮川村を「住みよい明るい町」であり、「連帯あふれる町」だと意識し、「村民であることに誇りと自信を持」てるとき、宮川村の過疎化防止の第一歩が始まるだろう。

1) 「社会科学大事典」11, 鹿島出版会 95ページ(奥地正)

わが国の森林組合は、ドイツの制度を範として、1907(明治40)年森林法に基いて創設された。……戦後、森林組合は団体民主化の線にそって、1951(昭和26)年の改正森林法によって森林所有者の自主的な協同組合組織として再出発した……。……注目すべきことは、1960年以降素材業の停滞と山村における労働力不足を背景として、労務班を組織して伐出事業を行う組合が増加……。森林組合は、現在大きな転換期にあるが、その一つの展望は、森林所有者の育林・伐出協業組織としての展開にあるといえよう。

2) 宮川村役場産業商工課 小倉孝文氏談。

3) 宮川村役場産業商工課 小倉孝文氏談。

4) 「日本史用語大辞典(用語編)」柏書房 668ページ

奈良時代頃より農村では、家単位で田植や収穫時あるいは屋根のふきかえなどの際、相互に労働を助け合うことを行っていたが、鎌倉時代頃から、そ

れを結とといった。民俗的には農業もしくは山仕事で盛んに用いられている。一日の労働には一日の労働を返すという対等交換が重んじられ、田植を中心として収穫までの農作業などに行われる。通常一家だけでは難しい仕事に結ばれる。本来は族縁関係に基づいた合力であったものが拡張し、地縁的な労力交換と解されるにいたったらしい。漁業では「もやい」形式が結より優越する。

- 5) 住みにくくなった理由
  - 人口減少による共同作業参加度数が多いこと。
  - 人間関係が悪くなったこと。
  - 人の和が薄れたこと。
  - 何かとお金がかかるようになったこと。
- 6) 住みやすい理由
  - のんびりしている。静かである。
- 7) 住みやすくなった理由
  - 道路(国道360号線)が整備されたこと。集舎施設が新設されたこと。
  - 小学校スクールバス・診療所行きバスが運行されたこと。農地整理。
- 8) 村を選択する主な理由(回答の多い順)
  - ①自然環境が良い ②人間関係が良い ③社会的・経済的に暮らしやすい。
  - 都会を選択する主な理由
    - ①働き口がある ②交通の便が良い ③経済環境に恵まれる。

## 5 村政・国政に対する住民の意識

### (1) 村政について

宮川村は、人口1,500余人、村の中央を宮川が北流し、それに沿って国鉄高山線・国道360号が走る。村域の97%が山林で、平地に乏しく、宮川沿いに南北に細長く25集落の大部分が点在する。これは行政単位としては最も効率が悪く理想的とはいえない地形である。こうした条件の中で行われる村の行政を、村民はどのようにとらえているだろうか。

われわれはまず最初に、村民の村の行政に対

する評価はどうであるかをたずねてみた。表35は、「あなたは村の行政を全般的にみて良くやられていると思いますか」という質問に対する回答である。「良くやられている」と答えた人が全体の88.2%を占めている。その理由として、村民は、「昔に比べて道路が良くなった」、「公共施設が充実した」、「除雪が良くやられている」と日常生活に直接関連する事項をあげているのが多くみられた。

つぎに、村の行政に対して何を要望するかをたずねた。村民にはあらかじめ村民が要望すると思われる15項目を提示して、その中から三つまでを選んでもらった。表36は、その集計である。最も強い要望事項は「道路の整備」(坂上22.2%, 坂下27.4%)である。道路の改良・舗装はかなり行われたが、山村住民にはまだまだの感が強いようである。とくに坂下地区の住民からの要望が多い。それは大雨や雪による道路の閉鎖や不通をなくしてもらいたいとの願望のあらわれと道路の整備(道路の拡幅など)による高山市・古川町あるいは富山市への通勤・買物の便利さからである。坂下地区と坂上地区を繋ぐ<sup>ツツボ</sup>打保一種蔵間と富山方面への出口の<sup>アツキサワ</sup>小豆沢一加賀沢間の整備は、とくに急ぐ必要がある。つぎに多いのは「工場の誘致」(坂上11.3%, 坂下10.8%)である。これは宮川村の立地条件からこれまで以上の農業の振興は望めない現状から、村民は工場を誘致することによって就業の機会を確保し(坂上6.5%・坂下9.2%の要望)、出来れば若者の流出の防止やUターンを期待でき、そのことがさらに村に活気をもたらすだろうと考えたからであろう。また、良好な自然環境を備えた同村は、それを生かした観光開発も可能で

表35 村民による村政の評価 (%)

	坂上(人)	坂下(人)	合計(人)
たいへん良くやられている	11	11	22 (22.6)
まあまあ良くやられている	38	25	63 (65.6)
あまりよくやられていない	0	1	1 (1.04)
やられていない	0	0	0 (0)
わからない	6	3	9 (9.4)
無回答	1	0	1 (1.04)



表36 村民の行政への要望事項 (%)

事 項	坂 上	坂 下
(1) 一般道路の整備	13.3	20.7
(2) 村道の整備	8.9	6.7
(3) 上下水道の整備	1.2	1.9
(4) 河川の整備	0.2	0.8
(5) 教育条件の整備	2.4	3.3
(6) 医療施設の拡充	6.9	7.3
(7) 老人対策等社会福祉の充実	4.8	0
(8) 村営バスの増発等交通網の整備	1.8	0.8
(9) 就業機会の確保	6.5	9.2
(10) 工場の誘致	11.3	10.8
(11) 観光開発	3.0	6.7
(12) 雪対策の充実	11.9	9.2
(13) スポーツ、文化施設の拡充	1.2	0.8
(14) 防災対策の強化	1.8	1.7
(15) 農業振興対策	4.8	1.7
(16) 無 回 答	18.2	18.2

あるが（4.9%の要望がある）、それには先の工場誘致と同様、道路の整備が先立つことである。そのほかの要望としては、医療施設の拡充が多い（7.1%）。同村には診療所は二ヶ所あるが、医師は一人で、しかも本拠は「林」診療所である。したがって坂下地区の住民は常時診療の機

会が少ない。とくに坂下地区の住民からの医療施設の拡充要望が強いのは、冬期積雪時や夜間の急患の場合、この地区の道路事情からそれに対応しえなかった苦い経験から来ているものと思われる。また拡充要望には専門医の不足に対する医師の増員も含んでいる。

表37 村の問題点・不満点

項 目	問 題 点 ・ 不 満 点
行 政	議会の迅速化、合理化を進める。
教 育	若年層の人口流出による児童の減少。 坂上、坂下の小学校統廃合問題。 複式学級問題等。 学齢児童をもつ親の多くは教育に関して強い関心をもっている。
医 療	冬期積雪時の急患に対する医療体制（老人に多い）。 医療施設の不備。専門医師の不足。
老 人	若年層の人口流出にともなう村の高齢化。 老人福祉問題。老後の不安。
豪 雪 対 策	冬期積雪時の交通手段の確保。日常生活品や食料の確保。雪との闘いは、村民にとって重大関心事であり、この点を問題にした家庭が多い。

なお表37は、「現在の村での問題点や不満点はなんですか」という質問への回答をまとめたものである。参考までに付記しておく。

(2) 国政について

われわれは村民の国政意識を知るため二つの方向から質問してみた。その一つは、①現在の政治に民意が反映しているかどうか、②民意を国政に反映させるにはどのような方法が望ましいか、③村民の支持政党についてであり、他の一つは、村民の現行日本国憲法に対する考え方を知らるため、改正の是非および改正論議の中心問題である自衛隊の存在についての考え方についてである。

表38は、「あなたは今の政治(国政)には、我々市民の意見は十分に反映されていると思いますか」の質問に対する村民の回答である。総理府広報室もこれと同様の調査を行っている(表39)が、二つを比較してみると、宮川村村民の場合「反映されている」が32.3%、「反映されていない」が41.6%であるに対して全国的な世論調査では、前者は25%、後者は63%と、「反映されていない」が圧倒的に多い。これは都市部や都市部に住む青・壮年層や女性を含む調査の方が国

政に対する評価が厳しいことをあらわしている。なお、宮川村村民が回答の理由として、「反映されている」では、村の財政、道路の整備、年金の支給、減税、山林植樹等を、「反映されていない」では、米価、農産物輸入の自由化、物価の高騰、福祉、不平等税制、議員の姿勢、選挙のあり方等をあげている。

ついで不満の多い現代政治に、もっと民意を反映させるにはどのような方法が最も好ましいだろうかを質問してみた。表40は、村民の回答である。様々な条件から直接・効果的に国政に対して意見を表明する手段を持たない村民としては身近な政治機関としての村議会または各種の選挙を通じて訴える方法しか考えられないかもしれない(前者を通じてが26.0%、後者を通じてが25.0%と、両方で51%を占めている)。そのほか回答のうちで注目される点は、回答のほぼ4分の1(26.1%)が、「わからない」(21.9%)とそれに近い「無回答」(4.2%)であることと、6.3%が「どんな方法も無意味」という回答である。これは政治そのものへの無関心、あるいはあきらめの気持をあらわしたものとというる。

表38 構成比(%)

充分反映されている	2.1	32.3
まあまあ反映されている	30.2	
あまり反映されていない	29.1	41.6
まったく反映されていない	12.5	
わからない	13.8	26.1
無回答	12.3	

表39 構成比(%)

かなり反映されている	2	25
ある程度反映されている	23	
あまり反映されていない	48	63
ほとんど反映されていない	15	
わからない	12	12

資料：『月刊世論調査』(総理府広報室編) 58年8月号より

表40 (%)

選挙を通じて	25.0
直接政治家に訴える	5.2
新聞に投書する	0
デモを行う	0
ふだんから支持政党+団体を奮い立てて行動する	7.3
村議会を通じて	26.0
どんな方法も無意味	6.3
わからない	21.9
無回答	4.2
その他	4.2

村民の政治意識を知るため村民の支持政党もたずねてみた。表41はその結果である。なお表42は昨年暮の衆議院議員選挙と6月の参議院議員通常選挙（比例代表選出）における村民、県民及び全国民の投票行動である。これからわかることは宮川村の住民も保守王国岐阜県の一翼を担っていることを示しているとともに、農民層が自民党の支持基盤であるという一般的パターンをも示していることである。

つづいて支持政党で保守的傾向を示している住民が、わが国の現行憲法に対してどのような意見をもっているか、また今日政治上焦眉の問題となっているわが国の防衛力についてどのように考えているかをたずねてみた。

まず、「現在自民党を中心として憲法改正論議が活発ですが、あなたは改憲に賛成ですか反対

ですかお聞かせ下さい」との質問に対して、「改憲に賛成」が8.3%であるに対して、「改憲に反対」が32.3%と改憲賛成者が意外に少なく、逆に反対者が多いことである(表43)。賛成理由としてあげているのは、「マッカーサ憲法だから」、「作って何年も経ったから」、「自分の国は自分で守るべきだ」、「公人が安心して靖国神社を参拝できるよう」、「子供達が親を尊敬するように教育すべきだ」であって、一般に改憲論者の主張にそった考え方を示している。これに対して反対者はその理由として、「平和憲法だから」、「今のままでよい」、「改正しても別に世の中は変わらないから」をあげている。とくに「平和」憲法だからという意見が多くみられたが、これは現行憲法の制定の背景・趣旨とそれを踏まえての今日の戦争への危機感とが改憲論議と結びついている回答と思われる。また、「今のままでよい」という意見は、「平和憲法だから」という意見とともに、憲法制定後36年という時間の経過

表41 政党支持率（村民） (%)

自民党	69.8
社会党	12.5
民社党	2.1
共産党	1.0
社会党または自民党	1.0
自民党または社会党	1.0
支持政党なし	6.3
無回答	5.3

表43 改憲の賛否 (%)

改憲に賛成	8.3
改憲に反対	32.3
その他	9.4
わからない	27.1
無回答	22.9

表42 選挙での投票行動（宮川村、岐阜県、全国） (%)

地区 選挙時期	宮川村		岐阜県		全国	
	58年参院選 比例区	58.12.18 衆院選	58年参院選 比例区	58.12.18 衆院選	58年参院選 比例区	58.12.18 衆院選
自民党	62.7	66.4	44.2	59.7	35.3	45.9
社会党	23.2	28.0	14.3	16.7	16.3	19.6
公明党	5.6		14.7	9.2	15.7	10.1
民社党	3.5	4.0	7.9	5.7	8.4	7.3
共産党	2.8	1.5	6.9	9.3	8.9	9.3
新自	}	0	}	1.6	}	2.3
社民連						
諸派	2.8		9.4		12.7	0.1
無所属						4.9

が住民の日常生活の中に憲法が定着したことを示したものと思われる。

ところで今日の改憲論議の中心は、わが国の自衛力をめぐる問題である。われわれは村民に「日本の自衛力についてどう考えていますか」という自衛力の規模についてたずねてみた。回答は、「今のままでよい」という現状維持者が57.3%と圧倒的に多く、「今よりも増強すべきだ」は11.5%に過ぎなかった(表44(A))。この種の全国の世論調査でも、自衛隊の存在を認める肯定派は、年齢によって若干のちがいはあるが70~80%に達してはいる。しかしその規模については「現状程度」というのが53% (1983年毎日新聞による調査)である。また先の改憲の是非についての村民調査で、改憲反対者の自衛隊の装備についての考えは、表44(B)のとおりである。ちなみに毎日新聞の同じ調査では、憲法9条改正には52%、自衛隊の海外派兵には70%が反対を表明し、非核三原則は64%が堅持すべきだと、自衛力のこれ以上の増強に強い歯止めの意思を示している。

なお、宮川村は、「56豪雪」時に自衛隊の出動を要請し、その援助を受けた。そこで自衛隊の災害出動についての感想を村民に聞いてみた。表45はその回答である。出動に賛成は、坂上、坂下両地区とも多数を占めているが、とくに村の中心より離れ、雪の影響を強く受けた坂下地区がいくらか多く、反対者は全くないことである。これに対して坂上地区は賛成は多いが、反対も12.5%を占めていることは注目に値する。賛成の理由としては、「道路の確保や雪降ろして

表45 自衛隊の災害出動について (%)

	坂上	坂下
賛成	71.4	87.5
反対	12.5	0
どちらでもよい	1.8	2.5
わからない	1.8	2.5
無回答	12.5	7.5

大変助かる」、「誰れも助けてはくれないから良いことだ」、「人手がたりないからありがたい」、「唯一の救いの道だ」などと積極的に歓迎の意を表わしている。逆に「反対」や「どちらでもよい」(坂上1.8%、坂下2.5%)と答えた者の理由として、「豪雪時のみの出動はよいが、雪のない土地出身の隊員が多いので役に立たない」、「とくにシャベルの使い方も知らない」、「雪を知らないから全く仕事にならない」、「成果なし」、「ポーとしている隊員が多い」から、「税金でやるならなくてもよい」、「村に負担がかかるだけ」まで様々な意見があった。

### (3) おわりに

村民の行政・政治意識について総括していえることは、宮川村では、村民の多数が、積極的であれ消極的であれ、現在の村政を支持し、信頼をしているといえる。それでもなお村民は、村政に道路を整備し、工場誘致や観光開発をはかって、若者が村に居づくことを促進して、過疎化をくい止めてくれることを期待していることがうかがえた。

また、国政に対する村民の姿勢は、保守王国岐阜県の特徴を示しながら、自分たちの生活や生存(平和)にかかわる問題に対しては関心が高く、しかも素朴ながらも良識ある考えを示しているといえる。

## 6 結 び

本報告は、過疎地の住民の生活実態や意識の動向を調べたものであるが、最初にも述べたよ

表44 自衛隊の装備の規模 (%)

項目	(A)		(B)
	村民	調査対象者	改憲反対者
今のままでよい		57.3	32.3
今よりも増強すべきだ		11.5	3.2
今よりも縮小すべきだ		5.2	9.7
全廃すべきだ		3.1	0
わからない		14.6	} 54.8
無回答		8.3	

うに、これだけで過疎問題を十分に解明できる程、綿密なものではない。今後は他町村との比較や別の視角からの調査を重ねて、過疎地域社会の問題に迫る必要がある。

しかし本調査でわれわれの関心を引いたのは、ここ10年ばかりの間に宮川村はあらゆる面で著しい変貌をとげ、「従来の生活パターンの維持が困難」になりつつある地域になったにもかかわらず、村民（とくに高齢者の）の村への愛着心や帰属意識、また村民の共同体的結合意識（「むら意識」）が意外に強く、容易に解体しないものであることを知ったことである。その要因について考えられることは、住民の急激な減少（とくに若年層の流出）や産業構造（同時に就業構造）の変化にもかかわらず、村全体の生活水準は比較的安定（村民の中流意識）していることと、住民は村政に対して過疎解消のための施策を要望はしているが、「過疎」そのものに

対しては「やむを得ない」現象であるという意識が強く働いており、それに加えて、自分達の子供や孫には、かつての山国の辛苦は味あわせたくないが、残った老人は村を最後まで守ってゆこうという強い意識が働いていることである。むろんこの「むら意識」は大切で必要ではあるが、問題がないわけではない。村をとりまく諸条件の中で、それが守りうるかどうかである。今後は宮川村の立地条件を認識した上で、具体的な「村づくり」を全村民一体のもとで行わなくてはならない。

過疎対策事業は、いま質的転換の時期に来ている。どの町村の対策事業も、現状に追いつかず未だ試行錯誤の段階であるといえよう。今後は村（町）政と村（町）民とのコミュニケーションをより密にして、村や町の課題の解決に向う必要がある。

